

京都市告示第 150 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 19 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経186号線	北区上賀茂朝露ヶ原町107番地の1地先から 同町10番地の65地先まで	旧	メートル 22.00	8.95 ～メートル 19.00
		新	22.00	8.95 ～ 11.00
立誠緯1号線	中京区材木町190番地の10地先から 同区大黒町49番地の3地先まで	旧	8.00	6.00 ～ 8.50
		新	8.00	6.20 ～ 8.79
立誠緯13号線	中京区下樵木町280番地の11地先から 同区南車屋町288番地の2地先まで	旧	8.00	5.90 ～ 6.00
		新	8.00	5.90 ～ 8.86
猪ノ熊通	下京区柿本町587番地の7地先から 同町580番地地先まで	旧	72.00	5.30 ～ 5.45
		新	72.00	5.50 ～ 6.01

醒泉経1号線	下京区柿本町571番地の6地先から	旧	61.90	3.00 ~ 3.05
	同町583番地の21地先まで	新	61.90	3.16 ~ 4.01
醒泉緯1号線	下京区柿本町570番地の3地先から	旧	34.80	7.15 ~ 9.00
	同町587番地の7地先まで	新	34.80	7.19 ~ 12.10
松尾山田経31号線	西京区山田開キ町6番地の5地先から	旧	32.50	3.24 ~ 4.80
	同区山田上ノ町27番地地先まで	新	32.50	3.24 ~ 8.95
松尾山田緯6号線	西京区山田上ノ町23番地の2地先から	旧	106.20	4.01 ~ 7.00
	同町30番地の18地先まで	新	106.20	6.00 ~ 9.60
松尾山田緯55号線	西京区山田上ノ町30番地の18地先から	旧	10.50	6.00 ~ 12.30
	同町28番地の1地先まで	新	9.50	6.00 ~ 10.70

(建設局道路部道路明示課)